新旧対照表

大阪国際がんセンター治験審査委員会標準業務手順書(平成30年8月27日改正) (注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改訂後	改訂前
第1章 治験審查委員会	第1章 治験審查委員会
(治験審査委員会の業務)	(治験審査委員会の業務)
第4条	第4条
2 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の	2 治験審査委員会は、その責務の遂行のために、治験の
継続の適否を審査するにあたり、「治験審査依頼書」(書	継続の適否を審査するにあたり、「治験審査依頼書」(書
式4)とともに、次の最新の資料のうち必要なものを総長	式4)とともに、次の最新の資料のうち必要なものを総長
から入手しなければならない。	から入手しなければならない。
(1)「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの	(1)「緊急の危険を回避するための治験実施計画書からの
逸脱に関する報告書」(書式8)	逸脱に関する報告書」(書式8)
(2)「治験に関する変更申請書」(書式10)	(2)「治験に関する変更申請書」(書式 10)
(3)「治験実施状況報告書」(書式 11)	(3)「治験実施状況報告書」(書式 11)
(4)「重篤な有害事象に関する報告書(医薬品治験)」(書	(4)「重篤な有害事象に関する報告書」(書式 12-1、2)
式12)	(5)「有害事象に関する報告書」(書式 13-1、2))
(5)「重篤な有害事象に関する報告書(医薬品製造販売後	(6)「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書」(書式
臨床試験)」(書式 13)	14)
(6)「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(医療機	(7)「有害事象及び不具合に関する報告書」(書式 15)
器治験)」(書式14)	(8)「安全性情報等に関する報告書」(書式16)
(7)「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(医療機	(9) その他治験審査委員会が必要と認める資料
器製造販売後臨床試験)」(書式 15)	
(8)「安全性情報等に関する報告書」(書式16)	
(9)「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(再生医	
療等製品治験)」(書式 19)	
(10)「重篤な有害事象及び不具合に関する報告書(再生	
医療等製造販売後臨床試験)」	
(書式20)	
(11)その他治験審査委員会が必要と認める資料	